

第1号議案

知事の専決処分に対する意見について

知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により専決処分を行う教育委員会関係の事案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

令和3年8月11日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 専決処分の内容

広島特別支援学校敷地内車両損傷事故に係る損害賠償額の決定………P 1～4

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和3年7月30日

広島県教育委員会様

広島県知事

議案に対する意見聴取について

別紙のとおり、損害賠償の額を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

報第 号

損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により、次のとおり
事決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和三年 月 日

広島県知事 湯崎英彦

事決処分の内容及び事決処分年月日

| 債権者 | 損害賠償額 | 事決処分年月日 |
|----------|----------|----------|
| 廿日市市在住個人 | 一三五、〇四七円 | 令和三年 月 日 |

(参考事項)

職員の行為によって発生した車両損傷事故について損害賠償の額を定めるため、専決処分をした。

(報第 号)

損害賠償額の決定について

(教育委員会)

一 専決処分をした理由

職員の行為によって発生した車両損傷事故の損害賠償について示談をするため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により専決処分をした。

二 専決処分の内容・専決処分年月日

| 債 権 者 | 損 害 賠 償 額 | 専 決 処 分 年 月 日 | 事 故 の 内 容 |
|----------|-----------|---------------|---|
| 廿日市市在住個人 | 一三五、〇四七円 | 令和三年三月三日 | 島安佐北区倉掛二丁目で広島市特別支援学校職員の行為によつて発生した車両損傷事故 |

三 根拠法令

1 地方自治法

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

2 知事の専決処分事項

第九号 地方自治法第九十六条第一項第十三号の規定による法律上その義務に属する損害賠償で、その額が五百万円以下のものの額を定めること。

四 参照法令

国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。